

## 要約

### 「李承晩政権期(1948 - 1960)韓国における民主政治の形成と展開」

高城建人

本論文は、李承晩政権期（1948 - 1960）韓国の民主政治の展開過程についての研究である。具体的には、李承晩と野党政治家の民主主義観の違いはなにか、そして両者の民主主義観の違いをもとに実際の政治はどのように展開されたのかを問いとする。その問いに答えるために本稿では、第一部から第四部にわけて論を展開していく。

第一部は、第1章から3章までで構成されている。第一部では、1948年大韓民国政府樹立以前の朝鮮半島の民主主義的伝統思想状況及び西洋からの思想流入の概要と民主政治の部分的実現の試みとその挫折過程、そして李承晩と保守野党人物の民主主義思想を紹介することにする。

第1章では、大韓民国政府樹立以前の朝鮮半島における民主主義思想の伝統及び西洋からの民主主義思想の流入と民主政治実現の試みについて述べた。朝鮮半島においてはじめて民主政治の試みが行われたのは、1948年になってからである。しかし、そのことはそれ以前の時期においては、民主主義思想の土台となる伝統と西洋からの民主主義流入が全くなかったことを意味するものではない。第1章では、1948年の大韓民国樹立以前の時期にどのような民主主義的伝統と西洋からの流入が行われたのかを明らかにし、当時の民主主義談論は、今日の民主主義思想とどう違うのかについて主に当時の知識人の思想と東学という宗教思想に焦点をあてて分析を行った。そして、当時の知識人は、①平等観念の欠如、②愚民観、以上2点に関して、当時の東学思想は、民主政治実現のための具体的な政策の欠如、という点で今日の民主主義思想とは異なるものであったと述べた。また、第1章では、朝鮮王朝末期である1890年代と日本の植民地期である1920年代において民主政治の部分的実現の試みと挫折要因について述べ、その要因として①当時の時代状況、②民主主義思想の一般民衆まで十分に浸透しなかったこと、以上2点について述べた。

第2章では、李承晩の民主主義思想の特徴と自由民主主義の観点から見た場合の彼の民主主義思想の限界について述べた。第2章では、李承晩の民主主義思想は、①大統領制の選好、②単一不可分な民意概念の重視、③否定的な政党認識、以上3点の特徴を持っていたと述べた。そして彼の民主主義思想は、①大統領制のこだわりのために同制度に内在する問題点を軽視すると同時に熟議民主主義を無視して同制度の導入を強引に推し進めたこと、②民意を一枚岩とみなして少数派の自由と権利保護を軽視すると同時に多数派の専制をもたらしたこと、③政党の役割を否定的にのみ評価して肯定的な側面を無視したこと、以上3点

の限界を持っていたと述べた。

第3章では、李承晩政権期の保守野党政治家を代表するものとして、1950年代当時李承晩の最大の政敵であった趙炳玉という人物の民主主義思想を紹介し、彼の民主主義思想と李承晩のそれとの違いについて述べた。そして第3章では、趙炳玉の民主主義思想は、①議院内閣制の選好、②多様な民意の想定と言論と少数派の意見の尊重、③政党を民主主義にとって必要不可欠な存在であるとする認識、以上3点の特徴を持っていたことを明らかにした。それは①大統領制の選好、②一枚岩的な民意認識、③否定的な政党認識、以上3点を持っていた、李承晩とは異なるものであることを明らかにした。そして、民主主義認識の違いが生じた背景として、①生まれた時代、②西洋教育を受けた時の年齢、③出身の違い、以上3点によるものとした。他方で両者は、①民意の対象範囲(38度線南に居住し、かつ反共主義思想を持つ人)、②徹底した反共主義、以上2点に関して互いに共通していたことも明らかにした。

第二部は、第4章から第7章までで構成されている。第二部では、李承晩政権初期である1948年から1952年までの韓国の民主政治の展開過程について述べた。同時期は、李承晩政権と民主国民党が大きな影響力を持っていた国会が均衡しており、両者が互いに理想とする民主政治の実現に向けて熾烈な対立を繰り広げていた時期であった。そしてそうした両者の対立は、1948年の韓国の憲法制定から続いていたものであった。その原因となったのは、1948年に制定された憲法における大統領の権限がその後の歴代韓国憲法の中で最も脆弱であったことから発したものであった。

第4章では、1948年の国会における憲法会議について分析を行った。具体的には、1948年国会における憲法制定時に当時論争となった憲法条文が温存もしくは修正案が出された要因は何か、1948年に制定された憲法における大統領の権限は、その後の韓国の憲法と比べてどれほど脆弱であったのか、以上2点を研究目的に設定し分析を行った。同目的に照らし、当時の国会議事録を詳細に検討した結果、①憲法草案における大統領の権限制約的要素の存在、②大統領制支持者の一部と議院内閣制支持者たちとのコンセンサス、③長時間の審議より早めの実行の優先という議員たちの優先軸の設定、以上3点が条文の明暗(修正案の可決・否決・破棄、論争条文の修正案未提出)を分ける決定的な要素であったことを明らかにした。また、歴代韓国憲法との比較を行い、①国会による間接選挙、②審議機関ではなく、議決機関という國務院の位置づけ、③国民投票制の不備、以上3点を特徴とし、その3点がすべて備わっていることで、1948年憲法における大統領の権限は、議院内閣制を定めた1960年憲法を除いた歴代憲法の中で大統領の権限が最も脆弱であったと結論づけた。

第5章では、1950年3月と1952年1月に民主国民党と李承晩政権が出した憲法改正案について述べた。具体的には、①彼らが憲法改正案を提出した背景は何か、②両者が出した憲法改正案の特徴と違いは何か、③両者が出した憲法改正案は、それぞれの時期に否決されたが、否決された要因は何か、以上3点を明らかにすることを目的とした。そして第5章では、憲法改正案提出の背景となったのは、1948年憲法条文の曖昧さと条文解釈に対する民

主国民党と李承晩との対立によるものだと述べた。また、民主国民党と李承晩が提出した憲法改正案は、①国会による権力一元化の有無、②行政府の長の責任の所在、以上2つに関して違いがあったと述べた。さらに、それぞれの憲法改正案が否決された要因として、①当時の国会議員構成、②戦時中であった当時の時代状況（1952年1月の憲法改正議論のみ）、③他国との比較、以上3点が大きかったことを述べた。

第6章では、1952年1月から5月にかけての李承晩政権と民主国民党を中心とする国会との対立の展開過程について述べた。第6章では、1952年当時争点となったのは、①国会の正統性、②韓国の現状において最も懸念すべきもの、③国会議員召喚運動の是非、以上3点であったことを述べた。そしてそれは、①代表の役割の問題、②行政独裁を懸念すべきか議会独裁を懸念すべきか、③国民の直接意思は代議制民主主義に優越するのか、といういわば民主主義の主張の差異につながるものであったことを述べた。さらに同争点は、国会と李承晩政権それぞれが目指そうとした民主政治の相違点によるものであったとした。具体的には、国会は、自由委任でかつ議会による権力一元化と代議制民主主義と立憲民主主義を徹底させる政治を目指していた。それに対して李承晩政権は、命令的委任でかつ権力二元化と行政府の長と国民との直接委任責任関係の確立、直接民主主義を拡大する政治を目指しており、両者の目指す民主政治の性格は異なるものであったと結論づけた。

第7章では、李承晩と国会との対立の結果として1952年5月から7月にかけて起こった釜山政治波動という政治的出来事について述べた。具体的には、釜山政治波動の展開過程について述べた。

第三部は、第8章から第10章まで構成されている。第三部では、李承晩政権中期である1952年から1956年までの韓国の民主政治の展開過程について述べている。同時期は、李承晩政権と国会が拮抗していた前期(1948 - 1952)と違い、国会に対する李承晩政権の優位が確認されると同時に政権与党である自由党が国会で単独過半数を占めるなど、李承晩政権が安定した支持基盤を確保した時期である。

第8章では、そうした李承晩政権の安定化を支えた朝鮮民族青年団系列という李承晩政権内の組織について述べた。具体的には、同組織の特徴と活動内容、1953年の同組織の没落過程、そして彼らの没落の意義について述べた。そして第8章では、朝鮮民族青年団の没落は、①民意を確認するための方法の李承晩自らの放棄、②李承晩個人の意思と李承晩政権との意思との分離、③広場政治から議会政治への移行に伴う不正選挙の蔓延、以上3点に関して後の李承晩、そして李承晩政権にとって負の側面をもたらした出来事であったと述べた。

第9章では、1954年の国会における憲法改正議論について述べた。具体的には、①1954年に憲法改正案が出された背景は何か、②国会における憲法改正議論における当時与野党議員間における論争の際の論点は何か、③1954年の憲法改正はその後の韓国憲政史、制度においてどのような影響を与えたのかについて述べた。第9章では、1954年憲法改正案提出の背景は、1952年憲法改正後も続いたいくつかの条文の曖昧性が原因であったと述べた。

また、1954年憲法改正に関して当時国会では、①国民の直接意思は代議制に優越するのか、②三権分立をどう捉えるべきか、③法はどうあるべきなのか、以上3点の論点に基づく論争が続いたことを明らかにした。そして、1954年の憲法改正は、①立憲主義に対する現実政治の優越、②国見の直接意思を用いての代議制や法的手続き迂回方法の確保、以上2つに関して後の韓国憲政史と制度に影響をもたらしたと主張した。

第10章では、1954年の憲法改正に反発した野党政治家間による野党統合の試みについて述べた。具体的には、①野党統合の際、野党はどのようなスローガンを掲げたのか、②当時野党統合における争点は何か、そして野党統合はなぜ失敗したのか、③結果的に保守野党政治家のみの結合である民主党が結成されたが、同党の結成は、後の韓国政治においてどういう意義、影響を及ぼしたのかについて述べた。そして、第10章では、1955年野党統合の際、野党は、代議制民主主義、立憲主義、自由主義を用いて当時の李承晩に対抗しようとしたことを明らかにした。また、1955年当時争点となったのは、かつて共産主義活動を行った人を受け入れるべきかどうかであった。しかし、野党統合が失敗した要因となったのは、思想の中身そのものという内部的な要因よりも、かつての社会主義者に対する偏見(ミクロ的な要因)と朝鮮戦争によるイデオロギースペクトラムの偏狭(マクロ的な要因)といういわば外部的な要因の方が多かったと結論づけた。そして、1955年保守統合野党民主党の結成は、後の韓国政治において、①野党勢力における保守勢力と革新勢力の分裂、②保守野党勢力の対抗オルタナティブの提示とアイデンティティの確立、以上2点をもたらした事件であったと結論づけた。

第四部は、第11章から第14章まで構成されている。同時期は、安定した支持基盤を持っていた中期と違い、1956年の大統領・副大統領選挙における野党候補の躍進、1958年の国会議員選挙における野党民主党の躍進など、国民の李承晩政権に対する支持が徐々に低くなる時期であった。

第11章では、1956年の大統領・副大統領選挙の展開過程と同選挙における野党候補の躍進要因についていくつか仮説を出し、1952年の大統領・副大統領選挙と比較しながら検証を行った。第11章では、大統領と副大統領選挙において民主党が躍進した要因について①与村野都仮説、②自由党への対抗オルタナティブ提供仮説、③李承晩の失政に対する国民の不満仮説、④副大統領選挙における野党候補単一化仮説、以上4点の仮説を提示して検証を行った。そして検証の結果、①②③の仮説は、前回の大統領・副大統領選挙と比べて民主党の投票増加の要因ではあったものの、副大統領当選の要因として④野党候補単一化仮説が一番有効であったとした。しかし、④の仮説は副大統領選挙において民主党が勝利した決定的な要素ではあったが、それを支えた従属仮説として先述した①②③があってこそのものであったと結論付けた。

第12章では、1958年の国会議員選挙の展開過程と同選挙における民主党の躍進要因についていくつか仮説を出し、1954年の国会議員選挙と比較しながら検証を行った。第12章では、1958年国会議員選挙において民主党が躍進した要因について、①与村野都仮説、②

選挙制度仮説、③野党勢力単一化仮説、④選挙法改正仮説、以上4点の仮説を提示してそれぞれに対して検証を行った。そして検証の結果、野党候補単一化仮説と選挙法仮説が一番有効なものであると結論づけた。

そして第13章では、1958年から1960年にかけて李承晩政権が行った強硬化政策について述べていく。具体的には、強硬化政策を行う際に李承晩政権はどのような言説を用いて自らの主張を正当化したのかについて述べた。そして第13章では、李承晩政権は、個人の自由よりも国家安保を強調して自らの政策の正当化をはかったと述べた。

第14章では、1960年3月の副大統領選挙の際に李承晩政権が行った不正選挙とそれに対する野党と国民の抗議活動の開始から李承晩政権の崩壊に至るまでの過程について述べた。そして、①李承晩は不正選挙に関わっていたのか、②国民による抗議活動への対応から見られる李承晩の民意認識の一貫性はなにか、以上2点について述べた。第14章では、当時の閣僚の回顧録や国務会議録記録、アメリカ外交文書などの一次資料を用いて分析を行った。先述した資料を分析した結果、どの資料においても李承晩が不正選挙を指示した記述を残しておらず、李承晩は不正選挙に関わっていない可能性が高いと結論づけた。そして、全国の反政府デモから数日後、李承晩は大統領への辞任を決断したが、その背景となったのは「民意というものを最も重視し、自らの進退を問うことができるのは国会意思ではなく国民意思のみである」という李承晩の一貫した民意認識によるものだと結論づけた。

そして終章においては、李承晩政権が後の韓国政治に残した成果と課題について述べた。終章では、李承晩政権は、①定期的な選挙の実施、②競争的な野党の政治参加を認めたこと、以上2点に関して成果を残したと述べた。他方で、①少数派の自由の制約、②安保危機や国民の直接意思を用いて代議制民主主義の原則や立憲主義を無視したこと、以上2点の課題を残したと述べた。そして、李承晩と野党政治家の民主主義思想の問題点について述べ、李承晩の民主主義思想は、少数派に対する非寛容さという点で、野党政治家には愚民観に関して問題点を持っていたと結論づけた。

結論では、先述した4つの研究目的で明らかになったことをまとめると同時に、今後の課題について述べた。